

オーバーヘッドドア

評価の内容（申請資料に基づき、次の事項を確認している。）

1. 評価対象建築材料

評価の対象としたオーバーヘッドドアは、**標準仕様書** 1 6 章 1 3 節に規定するオーバーヘッドドアとしている。

オーバーヘッドドアの種類は、JIS A 4715 (2008)「オーバーヘッドドア構成部材」の規定により、以下のとおりとしている。

- (1) セクション材料による区分は、スチールタイプ、アルミニウムタイプ及びファイバークラスタイプを対象としている。
- (2) 強さによる区分は、強さの区分 50, 75, 100, 125 を対象としている。
- (3) 開閉方式による区分は、バランス式、チェーン式及び電動式を対象としている。
- (4) 収納形式による区分は、スタンダード形、ローヘッド形、ハイリフト形及びバーチカル形を対象としている。

注) **標準仕様書**で規定する、木下地は確認していない。

2. 品質・性能

(1) 材質等

(イ) セクション材について、以下の材料を確認している。

- (a) 鋼板は、JIS G 3312 (2019)「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の規定により、めっき付着量は Z06 以上又は F06 以上、及び JIS G 3322 (2019)「塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯」の規定により、めっき付着量は AZ90 以上としている。
- (b) アルミニウム板は、JIS H 4001 (2006)「アルミニウム及びアルミニウム合金の焼付け塗装板及び条」の規定によっている。
- (c) ファイバークラスは、JIS A 5701 (1995)「ガラス繊維強化ポリエステル波板」の規定によっている。
- (d) アルミニウム形材は、JIS H 4100 (2015)「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」の規定によっている。

(ロ) ガイドレールについて、以下の材料を確認している。

- (a) 鋼板は、JIS G 3302 (2019)「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の規定により、めっき付着量は Z27 以上としている。
- (b) ステンレス鋼板は、JIS G 4305 (2015)「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の規定により、SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 としている。
- (ハ) ワイヤロープは、JIS G 3525 (2013)「ワイヤロープ」又は JIS G 3535 (2012)「航空機用ワイヤロープ」の規定によっている。

(ニ) 規定された主要資材の材質及び資材メーカーから申請品の製造所への納入ルートを確認している。

(2) オーバーヘッドドアの性能

実施要領に規定する試験機関等によるセクションの強度試験の結果を確認している。また、その他の開閉試験等については、製造所による JIS A 4715 の規定による試験結果を確認している。

(3) 構造

オーバーヘッドドアの構造は、**標準仕様書**の規定との整合性について確認している。

(4) 寸法

部材寸法は、製造所における構成部材の寸法許容差を確認している。

オーバーヘッドドア

(5) 保護装置

電動式の保護装置について以下の装置を設けていることを確認している。

(イ) 以下のオーバーヘッドドアには、降下中に障害物を感知した場合は、自動的に停止する機能を有する障害物感知装置を設けている。

(a) 日常管理用オーバーヘッドドア

(b) 一斉操作、遠隔操作等見えない場所から操作するオーバーヘッドドア